

第二種計画認定・変更申請書

提出の日

平成29年 5月22日

長崎 労働局長殿

企業単位で申請して下さい。

1 申請事業主

| | | | |
|--------|-------------------------|------------------|---|
| 名称・氏名 | 長崎労働 株式会社 | 代表者氏名 (法人の場合) | 代表取締役 労働太郎 代表者印 |
| 住所・所在地 | 〒(850 - 0033) 長崎市万才町7-1 | 電話番号 | 095(801)0050 |
| | | FAX番号 | 095(801)0051 |

申請先は本店所在地を管轄する労働局です。

2 第二種特定有期雇用労働者の特性に応じた雇用管理に関する措置の内容

- 高年齢者雇用推進者の選任
- 職業訓練の実施
- 作業施設・方法の改善
- 健康管理、安全衛生の配慮
- 職域の拡大
- 職業能力を評価する仕組み、資格制度、専門職制度等の整備
- 職務等の要素を重視する賃金制度の整備
- 勤務時間制度の弾力化

・何れか一つ以上に✓マークを入れてください。
 ・チェックマークを入れた項目の内容を証明する書類を添付してください。例えば「高年齢者雇用推進者の選任」であれば、「高年齢者雇用状況報告書」又は「異動辞令」等の写しが考えられます。

3 その他

✓マークを入れてください

- 高年齢者雇用安定法第9条の高年齢者雇用確保措置を講じている。
 - 65歳以上への定年の引き上げ
 - 継続雇用制度の導入
 - 希望者全員を対象
 - 経過措置に基づく労使協定により継続雇用の対象者を限定する基準を利用
(注) 高年齢者等の雇用の安定等に関する法律の一部を改正する法律(平成24年法律第78号)附則第3項に規定する経過措置に基づく継続雇用の対象者を限定する基準がある場合

該当するものに✓マーク

「継続雇用制度の導入」に✓の場合、該当するものに✓マーク

・高年齢者雇用確保措置を講じていることが分かる書類(就業規則又はこれに準ずるもの)の写しを添付してください。なお経過措置に基づく継続雇用の対象者を限定する制度を導入している場合は、当該基準にかかる労使協定の写しを添付してください。

(記入上の注意)

1. 「2 第二種特定有期雇用労働者の特性に応じた雇用管理に関する措置の内容」は該当する措置の内容の口にチェックして下さい。
2. 「3 その他」は、該当する口はすべてチェックしてください。

(添付書類)

1. 「2 第二種特定有期雇用労働者の特性に応じた雇用管理に関する措置」を実施することが分かる資料(例: 契約書の雛形、就業規則等)
2. 高年齢者雇用確保措置を講じていることが分かる資料(就業規則等(経過措置に基づく継続雇用の対象者を限定する基準を設けている場合は、当該基準を定めた労使協定書(複数事業所を有する場合は本社分のみで可。))を含む。))
3. 変更申請の場合は、認定されている計画の写し。

- ・申請書及び添付書類は、「正」「副」2通を提出して下さい。
- ・原則、窓口で申請を受理し、認定等通知書を交付します。
- ・遠方等により来局が困難であって、ご希望の場合、郵送による申請を受け付け、認定等通知書を交付します。(申請書提出の際にレターパックプラスを添えて下さい。)
- ・社会保険労務士に依頼され申請を行った場合でも、認定等通知書の交付は申請者に対して直接行います。(審査の結果については、社会保険労務士にもお伝えします。)